

意見・要望	意見・要望の具体的な内容
カスハラ対策義務化に向けたマニュアルの作成【要望】	本年6月、カスハラ対策を雇用主に義務化付ける法律が成立し、早ければ来年秋以降までに対応が必須となります。このため、事業主が講ずべき措置及び労働者に協力を求めるための、業界統一のマニュアル例を提示願いたい。
	厚労省において秋頃から事業者の義務を具体化する指針策定の検討が行われる予定となっている。このため、指針の内容及びその後に策定される運用マニュアルの内容を確認した上で、タクシー業独自のマニュアル作成の要否を判断する。
外国人労働者の受入手続きの明確化【要望】	地方中小事業者においては、外国人労働者を受け入れる場合の手続・費用が不明確なため、雇用の検討及び受入を躊躇せざるを得ない状況にあります。このため、手続きの簡略化及び費用の低廉化を要望します。

意見・要望	意見・要望の具体的な内容
	<p>国外から受け入れる場合と国内から受け入れる場合で初期費用には大きな差がある。</p> <p>具体的には、国外から受け入れる場合、初期費用として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆航空運賃</li> <li>◆住宅費（敷金、礼金、更新費用、家賃）</li> <li>◆家電、布団等生活必需品 等の日本での暮らしをスタートさせるためのスターター費用のほか、</li> <li>◆外免切替費用、二種免許取得費用、特例講習費用</li> <li>◆入国時点で雇用契約を締結するため、ドライバーになるまでの賃金負担が必要。</li> </ul> <p>国内国外のいずれも、人材紹介料（50～80万円ほど）、ビザ取得、更新（取得20万円ほど、更新年5万円ほど）、支援委託費（月3万円ほど）、雇用契約を締結した以後は賃金負担が必要。</p> <p>（検討事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○このような費用負担の違いを考慮すると、既に国内に在住している者を中心に受入れを行うことが現実的ではないかと考えるがどうか。</li> <li>○今後は既に受入れを開始している事業者の実例や登録支援機関から情報収集を行い諸費用に関する情報を共有することとしてはどうか。</li> <li>○国内在住者の受入れに関し、どこをターゲットとすることが効果的なのか検討してはどうか。</li> <li>○手続の簡素化に関する国への要望の要否は先行事例における課題抽出の後に行うことがよいと考えるがどうか。</li> </ul>
<p>最低賃金対策のための労働形態の調査研究について</p>	<p>最低賃金額が年々上昇することが想定される中、最低賃金の継続的かつ急激な上昇に耐え得る労働時間管理のあり方、分割休息制度の研究・賃金形態の研究を行う体制を構築し、成功事例（有効事例）の共有システムの構築を検討願いたい。</p>

意見・要望	意見・要望の具体的な内容
<p>自動車運転者の労働時間を定めた「改善基準告示」の運用においてタクシー運転者にも「分割休息」の特例を設けること</p>	<p>タクシーの運転者不足による稼働率低下に歯止めがかからず、運転者の高齢化により朝から夕方まで乗務する短時間労働運転者の割合が増えている。この為に奈良県内では夜間のタクシー車両不足が生じ、帰宅難民を生み出す一因となっており、地方の地域公共交通に悪影響を及ぼし始めている。</p> <p>また、奈良県内各市町村からの夜間・深夜のタクシーの問い合わせにも対応できない状況となっている。</p> <p>タクシーが持続的で安定供給を可能なものにするため、運転者それぞれの生活環境や年齢等に合わせ、様々な働き方から幅広く選択できる労働環境をつくり、また各地の業務特性を踏まえたうえで、拘束時間、休息期間、運転時間等の基準を定めていただきたい。</p> <p>具体的には、一定の条件に労使が合意した場合、休息期間を拘束時間の途中（昼間の閑散時間帯）及び拘束時間の経過後直後に分割して与えることができる特例を設けることを積極的に働きかけしていただきたい。</p>
<p>分割休息について</p>	<p>「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）についてタクシーもバスと同じく分割休息を認めてもらえるようお願いして頂きたい。</p>
	<p>別添のとおり。</p>

意見・要望	意見・要望の具体的な内容
<p>ハローワークの求人情報の提供に関して求人票の月額賃金に歩合給を含んだ月額賃金の記載を可能にすること</p>	<p>奈良県下のタクシー事業者のほとんどがハローワークに求人申込を行い、ドライバーの採用に努めている。</p> <p>ハローワークの求人票の賃金・手当欄の月額表示が、「基本給、定額的に支払われる手当、固定残業代の合計額」を記入することになっており、実際には賃金として支払われている歩合給等の定額でないものは月額賃金に含むことができないことになっている。</p> <p>また、ハローワークのインターネットサービス及びインターネット検索による一般求人情報の賃金表示（最初の表示）が、求人票の賃金・手当欄（基本給、定額的に支払われる手当、固定残業代の合計額）の月額を表示してしまうため、タクシードライバーの実際の収入が表示できず、インターネットで求人情報を閲覧する多くの求職者が最初の賃金表示を見て、他の産業と比較して給与が低いと悪い印象を与えタクシーが敬遠される。</p> <p>実際には、月収30万、40万のドライバーもおり、また、高校、大学等の新卒者では他の産業より高収入を得ることができる。</p> <p>タクシー事業者の多くが「歩合給制」を採用しており、現在のハローワーク求人票の賃金表示「賃金・手当欄」の記入要件では、求職者に実際の賃金が伝わらず、低賃金な業界として敬遠されることから、歩合給を含む表示が可能になるよう働きかけしていただきたい。</p>
	<p>別添のとおり、求人申し込み票に記載する際に、歩合給込みで基本給欄に記載している例や各種手当欄に記載している例も相当数みられるところ。</p> <p>このため、ハローワークにて歩合給の額を記載することについて、受付拒否された場合は、実例を示した上で、他所では受付可能なのに、当該ハローワークでは受付不可である理由について、</p> <p>①法律上不可なのか、②政省令上不可なのか、③運用上不可なのかについて、具体的に根拠を明示してもらった上で、ハローワークの回答状況等について、全タク連あてにご報告いただけないか。報告後は、全タク連にて現状を取りまとめた上で、対応方針案を策定し労務委員会に諮ることとしてはどうか。</p>
<p>乗務員の採用について</p>	<p>Wワーク、パート、アルバイト乗務員採用の弾力化（運転代行等だけでなく）</p>